

令和2年度定期監査結果報告書の公表

令和2年度定期監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、次のとおり公表いたします。

令和3年3月10日

石垣市監査委員 大濱博文

石垣市監査委員 長山家康

令和2年度 定期監査報告書

- 第1 監査の種類** 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査
- 第2 監査の基準** 石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠している。
- 第3 監査の方法** 令和2年度（令和2年9月30日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提供を求め、関係各課から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、条例や関係法規に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているのか等を主眼として実施した。
- 第4 監査の対象** 総務部（P3～P15）
総務課、防災危機管理課、財政課、税務課、納税課、契約管財課
企画部（P15～P24）
企画政策課、商工振興課、観光文化課、スポーツ交流課
建設部（P25～P36）
都市建設課、空港課、港湾課、下水道課、施設管理課
- 第5 監査の期間** 令和2年10月20日から令和3年2月22日まで
- 第6 監査の結果** 次のとおりである。
なお、主な意見は結果のとおりであるが、軽易な指摘事項については改善、検討をするよう要望したので省略する。
※ 文中「指摘事項等」は次の区分によるものとする。

- (1) 指摘事項
重大な違法、不当及び不正が認められる状況への指摘とする。
- (2) 是正事項
違法性や不当性等は見られないが、改善を要する悪い状況に対し対応を求める。
- (3) 注意事項
好ましくない状況が見受けられるので、気をつけるよう申し述べること。
- (4) 要望事項
予算執行の効果や事業成績の見地から、事態の向上を求め望むこと。

定期監査対象課において、改善を要する同様の事項があったので、共通する事項として、集約し報告する。

(1) 起案文書の不備（注意事項）

起案用紙に設けている決裁日、決裁区分、文書保存区分、情報公開の可否について、記入していないものが見受けられた。起案用紙は、「石垣市文書取扱規程」に基づいており、各項目は空欄にせず、適切に記入していただきたい。

また、公文書は実施機関の責務として、石垣市情報公開条例第3条第3項で「(前略)文書の作成及び管理を怠ってはならない」としており適正な事務処理を行うよう周知徹底されたい。

総務部 防災危機管理課、契約管財課
企画部 企画政策課、商工振興課、観光文化課
建設部 都市建設課、空港課、港湾課、下水道課、施設管理課

(2) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）

予定価格調書の封筒は、件名、日時、場所を記載する項目があるが、記入されていないものが見受けられた。予定価格調書は公用文書であることを自覚し、記入漏れがないよう適正な事務処理に努められたい。

建設部 都市建設課、下水道課

(3) 車両運行日誌の不備（注意事項）

車両運行日誌は、公用車の適正な管理や運行に伴う対応のための書類であるが、所定の項目を空欄にしているもの、不適切な記載、決裁欄に押印がされていない状況が見受けられた。公用車管理規程に則り管理していただきたい。

企画部 企画政策課
建設部 都市建設課、空港課、港湾課、下水道課、施設管理課

(4) 会計事務について（要望事項）

各会計事務担当者を対象として、実施機関による研修を実施しているにもかかわらず、依然として会計事務の誤りが見受けられた。これは研修等で、基本的な知識を一時的に習得しても、各職場できめ細かな指導を行わなければ、職場ごとに異なる業務内容や業務量に応じた会計事務を適切に行うことが難しいためである。

特に職員の人事異動に伴い経験の浅い職員が会計事務に従事する場合には、上司を始め、所属を挙げて指導、確認及び監督を徹底することが求められる。こうしたことから、実施機関による研修を引き続き行うとともに、各課においても、日常的に職員の知識の習得やチェック体制の充実に努める必要がある。

なお、監査委員においては、定期監査で「注意改善を必要とする事項」が検出されていることを踏まえ、各課における会計事務を担当する職員の育成やチェック体制の強化を求める。

総 務 部

《 総 務 課 》

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、職員 16 名（課長、法制係 3 名、人事係 6 名、情報システム係 3 名、秘書係 3 名）、再任用職員 2 名、会計年度任用職員 2 名（一般事務補助）で合計 20 名となっている。

2 主な分掌事務

情報公開に関すること、個人情報保護に関すること、市政情報センターの運営に関すること、条例、規則等の制定及び改廃に関すること、固定資産評価審査委員会に関すること、保存文書の整理保管に関すること、文書の收受、配布及び発送に関すること、職員の配置に関すること、職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他身分に関すること、職員の給与及び退職手当に関すること、職員の福利厚生に関すること、沖縄県総合行政情報通信ネットワークに関すること、基幹系システム、情報系システムの管理及び運営に関すること、秘書、渉外に関すること、栄典、褒章、表彰及び管理に関することなどを含む 37 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和 2 年 9 月末現在、予算現額 609 万 8 千円に対し、調定額は 78 万 3,214 円で、執行率は 12.8% である。また、調定額に対する収入済額は、68 万 5,281 円で、執行率は 87.5% となっている。

主な歳入は、総務管理負担金・補助金、コピー機使用料、雇用者保険料、研修助成

金等である。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額 32 億 9,966 万 2 千円に対し、支出負担行為額は 16 億 771 万 4,343 円で、執行率は 48.7%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 14 億 5,709 万 2,597 円で、執行率は 90.6%となっている。

(3) 資金前渡について

石垣市情報公開及び個人情報保護審査会委員 3 名の報酬 2 万 7 千円、行政不服審査会委員 2 名の報酬 1 万 8 千円の支出、同額精算等、財務会計事務について審査した結果、適正に行われているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 繰越明許費について

令和元年度繰越事業は、文書整理及び文書管理基盤構築業務（公募型プロポーザル方式：991 万 2,767 円）で、支出負担行為書、契約書、予定価格調書等の審査を行った結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 業務委託契約について

業務委託契約は、行政連絡員事務委託（随意契約：4,488 万 2 千円）、例規集追録等作成業務委託（随意契約：319 万 3,960 円）、公平委員会事務の委託（5 万 6 千円）、GYOSEI 例規執務サポートシステム使用料（随意契約：198 万円）、沖縄自治体クラウドサービス・基幹系システムバッチ処理運用支援サービス（随意契約：1,395 万 9 千円）、自治体情報基盤構築関連事業に係る各種支援事業（随意契約：302 万 7,200 円）、情報セキュリティ強化対策事業（端末仮想化基盤）保守業務（随意契約：330 万円）、連続帳票事後処理機保守委託（随意契約：69 万 3 千円）について、入札書、予定価格調書、契約書、支出負担行為書等、履行状況を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

IPK 人事給与 V3 システム賃貸借契約（債務負担行為／随意契約：479 万 364 円）、連続帳票事後処理機賃貸借（随意契約：11 万 5,500 円）、北部ブロードバンド・サーバ賃貸借一式（随意契約：44 万 8,800 円）、統合型 GIS 賃貸借料（随意契約／長期継続契約：年額 249 万 3,260 円）、インターネット WEB コンテンツフィルター使用料（随意契約：132 万 4,400 円）、WEB サーバ賃貸借契約（随意契約：39 万 6 千円）、基幹系端末使用料 PC28 台、プリンター 2 台（随意契約／長期継続契約：173 万 2,720 円）、について、予定価格調書、契約書、支出負担行為書等、履行状況を審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 補助金の交付状況

令和元年度の補助金は、石垣市地上デジタル放送難視聴対策補助金を上期 11 万 8,355 円（4 件）、下期 3 万円（1 件）を交付している。交付申請、交付決定、支出まで審査を行った結果、適正に処理されているものと認めた。

6 サービスの管理状況

出出勤システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に管理されていると認めた。

7 指摘事項等

特になし。

《 防災危機管理課 》

1 職員の配置状況

防災危機管理室は令和 2 年度から防災危機管理課へ課名変更し、生活安全係が新設された。職員配置状況は、課長（再任用）、防災危機管理係 3 名（うち再任用 1 名）、生活安全係 2 名の合計 6 名となっている。

2 主な分掌事務

防災対策に係る計画及び総合調整に関すること、防災会議及び災害対策本部に関すること、市民防災訓練に関すること、観光防災に関すること、防災フェア・防災講演会等、防災の啓発に関すること、防災行政無線等、災害時情報伝達機器等の管理運営に関すること、総合情報通信ネットワークに関すること、防災備蓄の調達・管理に関すること、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に関すること、不発弾処理対策協議会等の不発弾処理対策に関すること、交通安全推進等に関すること、防犯対策推進等に関すること、老朽危険家屋対策検討委員会に関すること、八重山地区水難事故防止協議会に関すること、国土強靱化計画等の総合調整に関すること、防犯カメラの管理・運営に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和 2 年 9 月末現在、予算現額 2 億 6,459 万 7 千円で、執行率はゼロとなっている。歳入の多くは補助金である。

主な歳入は総務費国庫補助金（沖縄県観光防災力強化支援事業費補助金）、沖縄県市町村支援事業補助金（不発弾処理壕構築業務）、防災体制整備事業（沖縄振興特別交付金・FM ラジオ自動起動告知放送システム整備事業）、雑入（地震観測施設用地占用料）などである。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額3億2,556万9千円に対し、支出負担行為額は1億8,491万4,199円で、執行率は56.8%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は5,507万9,274円で、執行率は29.8%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

FM ラジオ自動起動告知放送システム構築業務委託（指名競争：3,847万8千円）、石垣市防災行政無線デジタル化移行工事施工監理業務委託・沖縄振興特別推進交付金（指名競争：359万3,700円）、ビジネスイーサワイド3回線構築委託（随意契約：9万310円）が締結されており、入札、契約、支出負担行為書等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

住民・職員向け一斉メール配信システム（すぐメール）利用・保守管理料（随意契約：79万2千円）などが締結されており、支出負担行為書、契約書、支出調書等の審査を行った結果、適正に行われているものと認めた。

(3) 需要費（修繕）について

石垣市緊急時一斉放送システム修繕（随意契約：183万7千円）については、支出負担行為、予定価格調書、契約書、支出調書、検査調書等の審査を行った結果、適正に行われているものと認めた。

(4) 消耗品、備品購入について

エアマット及びダンボールベッド購入（随意契約：49万5千円）、可搬型衛生電話購入（随意契約：81万9,610円）の購入について、予定価格調書、支出負担行為書、契約書、支出調書等の審査を行った結果、適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

(1) 繰越明許について

令和元年度繰越事業は、防災体制整備事業（沖縄振興特別推進交付金）の3件の工事が行われており、防災行政無線デジタル化移行工事電気通信 R1（指名競争：9,559万円）、防災行政無線デジタル化移行工事 R1-1（指名競争：1,980万円）、防災行政無線デジタル化移行工事 R1-2（指名競争：2,255万円）について、入札、契約書、支出等について審査を行った結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 令和2年度及び令和元年度の工事施工状況について

令和2年度は、3件の工事が行われている。このうち、防災行政無線デジタル化移行工事電気通信（沖縄振興特別推進交付金・指名競争：9,295万円）、防災行政無線デジタル化移行工事 R-2-1（沖縄振興特別推進交付金・指名競争：1,980万円）、防災行

政無線デジタル化移行工事 R-2-2（沖縄振興特別推進交付金・指名競争：2,200 万円）である。

令和 2 年度の工事は、津波避難ビル誘導多言語標識設置工事（指名競争：808 万 5 千円）について、入札、契約書、支出等について審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

6 財産の管理状況

2 台の車両を管理しており、運行日誌（4 月～9 月）、自動車検査証、任意保険、支出等について審査した結果、適正に管理されているものと認めた。

7 補助金（市単独補助金）の交付状況

(1) 令和元年度の交付について

八重山地区防犯協会補助金（50 万円）、八重山地区交通安全協会補助金（10 万円）、石垣市交通安全推進協議会補助金（46 万 7,871 円）、交通安全母の会補助金（12 万円）に対して交付を行っており、申請、交付決定、支出、実績報告、交付額確定、概算払いにおける精算処理について審査した結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 令和 2 年度の交付について

八重山地区交通安全協会補助金（10 万円）、八重山地区防犯協会補助金（50 万円）、石垣市交通安全推進協議会補助金（51 万 3 千円）、交通安全母の会補助金（12 万円）に対して、申請、交付決定、支出まで行われており、適正に処理されているものと認めた。

8 発刊物の状況

防災情報の周知及び防災意識向上を目的とした『防災マップ』3 万部を令和 3 年 3 月に納品後、市内全世帯及び関係者へ配布するものである。

9 サービスの管理状況

出退勤システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に管理されているものと認めた。

10 指摘事項等

(1) 起案文書の不備（注意事項）

《 財 政 課 》

1 職員の配置状況

財政課の職員配置状況は、職員 5 名（課長、財政係 4 名）となっている。

2 主な分掌事務

予算の編成及び執行管理に関すること、財政計画及び財源の確保に関すること、地方交付税に関すること、市債の借入及び償還に関すること、財政事情の公表に関すること、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること、基金に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和2年9月末現在、予算現額 141 億 869 万 9 千円に対し、調定額は 65 億 345 万 3,808 円で、執行率は 46.0%である。また、調定額に対する収入済額は、同額で執行率は 100.0%である

主な歳入は地方譲与税（地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、特別とん譲与税）、利子割交付金、配当割交付金、法人事業税交付金、地方交付税、基金預金利子、繰越金などである。

令和2年6月期から9月期の調定書を確認した結果、預金利息及び各交付金調定書、収入通知書兼領収書及び諸書類等も揃えてあり、適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額 24 億 9,135 万 6 千円に対し、支出負担行為額は 10 億 231 万 8,001 円で、執行率は 40.2%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 9 億 3,225 万 8,572 円で、執行率は 93.0%となっている。

元金及び利子に関する支出調書については、各金融機関等口座振替支払依頼書を確認した結果、適正に行われているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

石垣市連結財務書類作成業務（随意契約：166 万 9,800 円）、財務会計システム保守契約（債務負担行為／随意契約：180 万 9,720 円）などについて、契約が締結されており、契約、支出などについて審査した結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

財務会計システム賃貸借（随意契約：428 万 8,464 円）について契約、支出などに係る書類を審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 サービスの管理状況

出退勤システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

特になし。

《 税 務 課 》

1 職員の配置状況

税務課の職員配置状況は、職員 17 名（課長、市民税係 8 名、資産税係 8 名）、会計年度任用職員 7 名（一般事務補助）の合計 24 名となっている。

2 主な分掌事務

税務の企画及び総合調整に関すること、個人の市県民税及び法人の市民税の調査並びに賦課に関すること、特別徴収義務者の指定に関すること、市たばこ税及び鉱産税の賦課に関すること、軽自動車税の調査及び賦課に関すること、原動機付自転車の標識交付に関すること、ゴルフ場利用税交付に関すること、市税に係る諸証明に関すること、固定資産の調査及び評価に関すること、固定資産税及び特別土地保有税の賦課に関すること、地籍図等の閲覧に関すること、固定資産課税台帳の縦覧に関すること、固有資産等所在市町村交付金に関すること、市税の減免及び審査請求に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

税務課は、市税の現年調定を行っており、過年度調定は納税課、市税の収入に関しては現年度、過年度ともに納税課で管理されている。

令和 2 年 9 月末現在、予算現額 54 億 7,977 万 7 千円に対し、調定額は 59 億 8,859 万 124 円となっている。

歳入は、固有資産等所在市町村交付金、証紙収入、県民税賦課徴収委託金、原動機付自転車標識紛失弁償金などである。

(2) 歳出の執行について

令和 2 年 9 月末現在、予算現額 6,639 万円に対し、支出負担行為額は 4,606 万 1,325 円で、執行率は 69.4%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 2,221 万 4,875 円で、執行率は 48.2%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

納税通知書印刷・封入等業務委託（随意契約：196 万 3,049 円）、地籍集成図等データ更新業務委託（随意契約：270 万 9,300 円）、航空写真オルソ画像データ作成業務委託（随意契約：674 万 3 千円）、固定資産評価支援業務委託（随意契約：748 万円）、令和 3 年度の固定資産税（土地）評価額算定に係る標準宅地時点修正業務委託（随意契約：174 万 240 円）、軽自動車税申告調査業務委託（随意契約：219 万 935 円）について、入札書、予定価格調書、契約書、支出負担行為書等の履行状況を確認した結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

家屋評価システム賃貸借（随意契約：162万8,550円）、令和2年度地方税電子申告支援サービス利用料（随意契約：360万6,240円）、支出負担行為書、契約書、支出調書等を審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 財産の管理状況

2台の車両を管理しており、運行日誌（4月～9月）、自動車検査証、任意保険等を審査した結果、適正に管理されているものと認めた。

6 サービスの管理状況

出出勤システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に管理されているものと認めた。

7 指摘事項等

特になし。

《 納 税 課 》

1 職員の配置状況

納税課の職員配置状況は、職員11名（課長、収納係3名、滞納整理係7名）、会計年度任用職員6名（市税徴収員3名、一般事務補助3名）の合計17名となっている。

2 主な分掌事務

市税の徴収に関すること、市税の督促及び催告に関すること、市税の徴収猶予に関すること、市税の滞納整理及び滞納処分に関すること、過誤納金の還付及び充当に関すること、市税の口座振替に関すること、県民税の払込等に関すること、市税の不納欠損処分に関すること、滞納処分の執行猶予及び執行停止に関すること、市税の嘱託徴収に関すること、納税思想の啓発普及に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

納税課は、市税の過年度調定を行っており、市税収入に関しては現年度、過年度ともに行っている。

令和2年9月末現在、予算現額5,235万5千円に対し、調定額は1億4,503万2,568円で、執行率は277.0%である。また、調定額に対する収入済額は、4,208万6,054円で、執行率は29.0%となっている。

令和2年7月分の歳入還付、歳出還付調書について、市民税（普通徴収、特別徴収）、固定資産税、軽自動車税、法人市民税等の調書等を審査した結果、適正に処理されて

いるものと認めた。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額4,790万6千円に対し、支出負担行為額は2,978万2,814円で、執行率は62.2%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は2,753万5,674円で、執行率は92.5%となっている。

(3) 収入未済額及び滞納整理状況について

令和2年9月末現在、現年課税分24億5,371万3,670円(4万6,406件)、滞納繰越分1億294万6,514円(6,733件)の合計25億5,666万184円(5万3,139件)の収入未済が発生しており、内訳は次のとおりである。

市民税	現年度：10億6,366万2,382円(22,379件)
	過年度：3,277万6,602円(1,375件)
法人市民税	現年度：2,625万4,400円(75件)
	過年度：119万8,431円(21件)
固定資産税	現年度：13億5,023万7,800円(22,679件)
	過年度：6,158万314円(4,162件)
軽自動車税	現年度：976万5,050円(1,269件)
	過年度：739万5,167円(1,175件)
たばこ税	現年度：377万6,038円(3件)
鉱産税	現年度：1万8,000円(1件)

滞納の原因として納期内納付の不履行、納税意識の低さなどであり、督促、電話催告、文書催告、滞納処分 of 早期着手による措置で解消を図る目的としている。

4 財産の管理状況

(1) 車両の管理について

2台の車両(リース)を管理しており、リース契約書等の関係書類と併せて自動車検査証、任意保険、運行日誌(4月~9月)等を審査した結果、適正に管理されているものと認めた。

(2) 物品台帳について

石垣市物品管理規則第7条第2項に基づき、物品台帳が作成されており、内容等を確認した結果、備品分類表にて各項目毎に記載されており、適正に整理されているものと認めた。

5 サービスの管理状況

出退勤システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

特になし。

《 契約管財課 》

1 職員の配置状況

令和2年度新庁舎建設に関する業務を新庁舎建設室から契約管財課へ移管した。

契約管財課の職員配置状況は、職員13名（課長、新庁舎建設係6名、財産管理係4名、契約検査係2名）、会計年度任用職員1名（一般事務補助）の合計14名となっている。

2 主な分掌事務

普通財産の取得、管理及び処分に関する事、普通財産の登記事務に関する事、財産台帳の作成及び整備に関する事、庁舎の維持管理に関する事、入札参加資格審査に関する事、工事、測量及び建設コンサルタント等業務の入札及び契約に関する事、工事の進行管理に関する事、工事の検査に関する事、新庁舎の建設に関する事、新庁舎建設に係る調査、研究及び庁内調整に関する事、新庁舎建設に係る関係機関等との連絡調整に関する事、新庁舎建設に関し必要と認める事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和2年9月末現在、予算現額17億1,163万7千円に対し、調定額は1億3,519万1,203円で、執行率は7.9%である。また、調定額に対する収入済額は、5,814万8,149円で、執行率は43.0%となっている。

主な歳入は、総務管理使用料（行政財産使用料）、土地建物貸付収入、株式配当金、土地建物売払収入、クラウドファンディング寄付金、土地売払経費手数料、総務管理債などである。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額39億2,307万1千円に対し、支出負担行為額は1億8,490万7,051円で、執行率は4.7%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は3,522万224円で、執行率は19.0%となっている。

(3) 備品購入及び修繕について

通話録音装置購入10台（随意契約：38万5千円）、渡り廊下トタン屋根解体作業（随意契約：25万8,500円）に関する財務会計等の調書を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(4) 収入未済額及び滞納整理状況について

土地建物貸付収入の現年課税分 2,007 万 9,224 円 (798 件)、滞納繰越分 5,864 万 7,704 円 (5,234 件) の合計 7,872 万 6,928 円 (6,032 件) となっている。

滞納の原因は、納期内納付の不履行、生活困窮等による支払い遅延などである。滞納解消計画として、督促、催告書、分納誓約、電話催告、文書催告、個別訪問を行っている。滞納繰越分についての催告、督促等、書類を確認した結果、普通財産貸借借料滞納整理事務処理要綱第 5 条に基づき、催告書等の発送処理がされている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

石垣市新庁舎建設工事監理業務委託 (債務負担行為)、新庁舎サーバー室構築業務委託 (一般競争入札・繰越明許費)、新庁舎移動棚設置業務委託 (一般競争入札)、本庁舎清掃委託業務 (随意契約 : 306 万 4,007 円) について、入札、契約書、支出負担行為書等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

固定資産台帳管理システム賃貸借 (随意契約 : 218 万 9 千円)、庁舎 2 階複写機賃貸借 4 台 (指名競争入札・長期継続契約 : 727 万 9,416 円)、ハイブリッド自動車賃貸借 (指名競争入札・長期継続契約 : 48 万 8,592 円)、電気自動車賃貸借 2 台 (随意契約・長期継続契約 : 167 万 4,432 円) について、開札調書、予定価格調書、契約書、支出調書、検査調書等を審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

(1) 繰越明許について

令和元年度繰越事業は、新市庁舎建設推進事業 (25 億 3,967 万 3 千円) で、工事費 21 億 4,485 万 8 千円、委託費 3 億 9,481 万 5 千円、新庁舎建設に係る国有地借地料 (債務負担行為 : 957 万 4,707 円) について、契約、債務負担行為、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 令和元年度の工事施工状況について

新庁舎建設工事 (建設・随意契約)、新庁舎建設工事 (弱電設備・指名競争入札)、新庁舎建設工事 (空気調和・換気設備・指名競争入札)、新庁舎建設工事 (給排水・衛生設備・指名競争入札)、新庁舎建設工事 (浄化槽設備・指名競争入札)、新庁舎建設工事 (消火設備・随意契約) において、予定価格調書、最低制限価格調書、入札書、契約書、支出負担行為書、支出調書 (前払金) を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(3) 令和 2 年度の工事施工状況について

新庁舎建設工事 (浄化槽設備・指名競争入札・繰越明許費)、新庁舎建設工事 (強電設備・一般競争入札) について、入札、契約書等について審査した結果、おおむね適

正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

行政財産の使用は、現金自動預入支払機3台、自動販売機5台、広告入り地図案内版について、行政財産目的外許可申請書、使用許可書、調定書等の書類を審査した。

庁舎内売店設置は、職員の福利厚生を図るため、職員団体から申請書、使用料減免申請書等を審査した。なお、石垣市使用料条例第3条（加算金）は、使用者が負担すべき必要経費は電気料としており、毎月徴収し納付されている。履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 普通財産売払について

字登野城（68万8千円）、字川平（175万円）、字真栄里（563万円）の3件について、売払申請書、売買契約書、手数料等の支出について審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(3) 市有地売払・賃貸借について

市有地売払は、字平得大俣1273番地172他9筆、処分面積13万5,663㎡、売却価格4億1,770万3,800円（市有地3億9,700万円、立木の損失補償2,070万3,800円）。

市有地賃貸借は、字平得大俣1273番地133他2筆（793万8,545円）について、契約、調定書等の財務会計事務について審査した結果、適正に行われているものと認めた。

(4) 車両の管理について

9台の車両を管理しており、そのうち3台の車両等の運行日誌（4月～9月）、自動車検査証、任意保険等を審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

7 物品台帳について

石垣市物品管理規則第7条第2項に基づき、物品台帳が作成されており、内容等、確認した結果、備品分類表にて各項目毎に記載されており、おおむね適正に整理されているものと認めた。

8 サービスの管理状況

出退勤システムにより主力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に管理されているものと認めた。

9 指摘事項等

(1) 行政財産目的外使用について（是正事項）

広告付き窓口案内表示モニター電気使用料（平成30年度）は、平成30年度分の請求書を翌年、令和元年8月に請求し納付されている。また、令和元年度分の電気使用

料が令和2年9月末現在、調定されていない。

地方自治法第208条では「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする」とされ、会計年度独立の原則に沿って年度内での処理（出納整理期間）を行うものとする。貴重な財源という認識のもと適正な事務の執行に努めていただきたい。

(2) 支出事務について（是正事項）

事務処理の遅延により、損害保険料の支払いが遅れ、関係各課に影響を及ぼしている。その他、支出に関して支払遅延に該当する事例が数件見受けられた。これらの原因は、業務を先延ばししたことやチェック体制の不備と考えられる。今後同様の事例が発生することがないように関係職員による財務規則、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等、法令遵守を徹底するとともに支払予定表などを作成し、処理状況を複数の職員で確認するなど、職員間で確認体制の強化を図っていただきたい。

(3) 随意契約に係る公表について（是正事項）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規則で定められた相手と随意契約を締結する場合、石垣市財務規則第109条第2項第1号及び第2号の規定で、その旨を事前公表、事後公表することとしているが、本市ホームページでの事前、事後の公表が行われていない。（本庁舎清掃委託業務）

(4) 支出調書について（注意事項）

財務会計システムにて調書を修正後、調書の原本は見え消しで訂正されているが、課に保管されている調書には訂正がなく、今回提出された書類と内容が一致していない案件が見受けられた。（例：節の訂正、支出調書の支出区分等）

訂正後は、控え文書も訂正するよう徹底されたい。

(5) 起案文書の不備（注意事項）

企 画 部

《 企 画 政 策 課 》

1 職員の配置状況

企画政策課の職員配置状況は、職員14名（課長、企画係4名、広報統計係3名、行政改革推進係3名、地域創生係3名）、会計年度任用職員9名（一般事務補助5名、地域おこし協力隊員3名、集落支援員1名）で合計23名となっている。

2 主な分掌事務

部所管事務の総合調整に関すること、市政の企画及び総合調整に関すること、総合計画等の策定及び推進に関すること、地域振興に係る総合調整に関すること、主要事業の進行管理に関すること、基幹統計に関すること、陳情等の受理及び処理並びに市が行う要請に関すること、市政の広報、広聴に係る企画及び総合調整に関すること、市政の報道及び報道機関との連絡調整に関すること、行政組織及び定数に関すること、行財政改革の推進に関すること、行政評価に関すること、地方版総合戦略の策定及び推進などを含む 26 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和 2 年 9 月末現在、予算現額 70 億 6,441 万 6 千円に対し、調定額は 59 億 9,939 万 3,346 円で、執行率は 84.9%である。また、調定額に対する収入済額は同額で、執行率は 100.0%となっている。

主な歳入は、特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、沖縄振興特別推進交付金、まちづくり支援寄附金、沖縄離島活性化推進事業費補助金などである。

(2) 歳出の執行について

令和 2 年 9 月末現在、予算現額 54 億 9,490 万 7 千円に対し、支出負担行為額は 50 億 7,386 万 3,276 円で、執行率は 92.3%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 50 億 5,062 万 3,966 円で、執行率は 99.5%となっている。

(3) 資金前渡について

特別定額給付金（1 人 10 万円）を現金で給付するため、5 月 11 日～9 月 11 日の間に 13 回、合計 610 万円を給付している。また、現金書留封筒を購入するため、3 回、合計 210 円を支出しており、適正に処理されているものと認めた。

5 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は、14 件の契約が締結されており、このうち、特別定額給付金給付事業封入封緘処理委託（随意契約：196 万 6,570 円）、特別定額給付金給付事業デザイン製作委託（随意契約：3 万 3 千円）、南ぬ島移住定住支援 PJ（地域おこし協力隊）事業・石垣市公営塾運営業務委託（随意契約：298 万 6,742 円）、南ぬ島移住定住支援 PJ 事業・石垣市移住定住支援業務委託（随意契約：59 万 9,500 円）、について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、25 件の契約が締結されており、このうち、QAB データ放送を活用した地域情報発信に関するシステム使用契約（随意契約：66 万円）、電動スクータ

一貸貸借契約（随意契約：24万円）、まちづくり支援寄附金事務事業・特別出店に関する覚書（随意契約：128万677円）、まちづくり支援寄附金事務事業・ふるさと納税支援サービス利用契約（随意契約：148万4,285円）、南ぬ島移住定住支援PJ（地域おこし協力隊）事業・貸室貸借契約（随意契約：65万5,110円）、同事業・施設利用契約6件（随意契約：60万円）について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

字川平830番地3の土地の一部を電動スクーターの充電施設として、協定に基づき無償提供しており、当地を管理している。

(2) 車両の管理について

1台の車両と1台の電動スクーターを管理しており、全てリースである。運行日誌（4月～9月）、リース契約に関する書類を審査した結果、運行日誌で決裁欄の押印をしていない状況が見受けられた。

7 発刊物の状況

『広報いしがき』は毎月27日頃、23,500部を発行し、行政連絡員より市内各世帯へ配布している。

8 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

9 指摘事項等

(1) 起案文書の不備（注意事項）

(2) 車両運行日誌の不備（注意事項）

(3) 民放データ放送による地域情報の広報について（要望事項）

琉球朝日放送（QAB）のデータ放送を利用した行政情報の放送を行っているが、このデータ放送は市民にどれほど周知されているかは把握できるものではないことから、広報誌や市ホームページ等でも、年間を通じて周知する必要があるものと考えられ、広報していただきたい。また、時宜に応じた行政情報を更新し積極的に発信していただくよう要望する。

《 商工振興課 》

1 職員の配置状況

商工振興課の職員配置状況は、職員5名（課長、商工係2名、物産振興係2名）、再任用職員1名、会計年度任用職員5名（一般事務補助）、県委託事業派遣職員1名で合計12名となっている。

2 主な分掌事務

商工業振興に関する企画及び総合調整に関すること、資金融資制度に関すること、石垣島まつりに関すること、特産品の開発促進及び宣伝並びに普及に関すること、伝統的工芸の保護及び振興に関すること、物産展等に関すること、伝統工芸館の管理運営に関すること、地域ブランド施策に関する企画及び総合調整に関すること、各産業相互の連携強化に関すること、流通体制に関すること、中心市街地活性化に関すること、雇用対策及び勤労者福祉に関すること、交通運輸対策に関すること、鉱業権及び砂利採取に関すること、公設市場の管理運営に関すること、まちなか交流館ゆんたく家の管理運営に関すること、IT事業支援施設の管理に関すること、企業立地に関すること、窯業に関すること、シルバー人材センターに関すること、グッジョブ連携協議会に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和2年9月末現在、予算現額4,055万5,680円に対し、調定額は1,276万5,092円で、執行率は31.5%である。また、調定額に対する収入済額は1,182万6,426円で、執行率は92.6%となっている。

主な歳入は、IT支援センター使用料、電気料、入居企業分、行政財産使用料（石垣市まちなか交流館・ゆんたく家屋上無線設備等設置）、生活バス路線確保対策補助金、沖縄電力株式配当金、粘土売払収入、預託金元金などである。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額4億9,129万8千円に対し、支出負担行為額は3億6,010万2,656円で、執行率は73.3%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は5,868万2,468円で、執行率は16.3%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 繰越明許費について

令和元年度繰越事業は、公設市場リニューアル業務委託（随意契約：2,844万9,800円）について、契約書、支出負担行為書、変更契約書等財務会計に関する履行状況を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(2) 業務委託契約について

業務委託は、バス停上屋設計委託業務・伊野田2班（随意契約：29万9,200円）、ホームページ制作広報業務委託・お家でごはんわくわくスタンプラリー（随意契約：29万8,870円）、地域商店街等応援事業業務委託（随意契約：99万8,250円）、伝統工芸館管理委託業務（随意契約：286万円）、公設市場管理業務委託（随意契約：420万8,600円）、IT事業支援センター塵芥処理業務委託（随意契約：20万4,600円）、IT事業支援センター清掃業務委託（随意契約：105万9,616円）、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金として、持続化給付金及び家賃支援給付金申請等支援センター事業業務委託（随意契約：392万6,450円）、石垣市おでかけ応援チケット事業業務委託（随意契約：611万780円）、石垣市商業分野の感染予防ガイドライン認定助成金（随意契約：2,405万円）、プレミアム付商品券等事業事務局業務委託（随意契約：2億6,500万円）、について、入札書、予定価格調書、契約書、指定管理者の指定に係る書類等、支出負担行為等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工について

令和元年度は、バス停上屋新築工事・久宇良（指名競争入札：247万5千円）が行われ、令和2年度は、同時ツイン天カセ4方向エアコン取替工事（随意契約：95万7千円）について、入札書、予定価格調書、契約、支出負担行為書、支出調書等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

石垣市伝統工芸館（土地・建物）、石垣市公設市場（土地・建物）、石垣市まちなか交流館ゆんたく家（建物）、石垣市IT事業支援センター（土地・建物）、窯業用地を管理しており、保険料等の財務会計事務について審査した結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 焼物粘土の払い下げについて

焼物用原材料粘土の払下げ申請（6月分2件：合計5万9,600円）について、請書や払い下げ決定通知書等を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

(3) 車両の管理について

車両1台（リース）を管理しており、関係台帳、リース契約書（長期継続契約）に関する一件書類、車両運行日誌（4月～9月）、自動車検査証等を審査した結果、適正に管理されているものと認めた。

7 補助金（市単独補助金）の交付状況

(1) 令和元年度の交付について

高齢者就業機会確保事業費補助金（1,000万円）、石垣市商工業振興補助金（700万円）、八重山ミンサー後継者育成補助金（27万7千円）、石垣市織物事業協同組合育成補助金（107万8千円）、石垣島まつり補助金（350万円）に対して交付を行っており、

申請、交付決定、支出、実績報告、交付額決定、概算払いにおける精算処理について審査を行った結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 令和2年度の交付について

高齢者就業機会確保事業費補助金（1,000万円）、石垣市商工業振興補助金（700万円）、八重山ミンサー後継者育成補助金（27万7千円）、石垣市織物事業協同組合育成補助金（107万8千円）に対して、申請、交付決定、支出まで行われており、おおむね適正に行われているものと認めた。

8 サービスの管理状況

出退勤管理システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に管理されているものと認めた。

9 指摘事項等

(1) 使用料について（是正事項）

IT事業支援センター使用料は、石垣市IT事業支援センターの設置及び管理に関する条例第4条に基づき、センターの利用者は、使用料を前納しなければならないこととなっているが、使用料は後納となっていた。未収金の発生につながるばかりでなく、事務負担増加の要因にもなることから、条例に基づく適正な管理に努められたい。

(2) 市単独補助金について（注意事項）

補助金交付団体の実績報告により剰余金が発生しているにもかかわらず、理由も付されぬまま当初交付金決定額を確定額としている事例が見受けられた。

地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができるとされており、石垣市補助金等交付規則第3条第1項では、補助金が市民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金が法令及び予算の定めるところに従って、公正かつ効果的に使用されるよう努めなければならないと定めている。

事業完了後に剰余金が発生した場合には、繰越を容認するのではなく、適正に精査を行い、その上で見直し、剰余金を返還させる必要もあると考える。繰越剰余金が蓄積している場合は原因分析を行い、補助事業者として公益上必要と認めていることに鑑み、十分検証する必要があると考える。

(3) 起案文書の不備（注意事項）

《 観光文化課 》

1 職員の配置状況

観光文化課の職員配置状況は、職員9名（課長、観光政策係2名、観光推進係4名、文化振興係2名）、再任用職員1名、会計年度任用職員1名（一般事務補助）で合計11名となっている。

2 主な分掌事務

観光振興に係る企画及び総合調整に関すること、観光資源の保全及び開発に関すること、観光誘客宣伝に関すること、観光基本計画の推進に関すること、観光マーケティングの推進に関すること、芸術文化活動に関すること、文化団体の育成指導に関すること、文化振興に関すること、市民会館の運営計画に関すること、市民会館業務に関することなどを含む21の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和2年9月末現在、予算現額1,827万7千円に対し、調定額は64万2,583円で、執行率は3.5%である。また、調定額に対する収入済額は39万6,645円で、執行率は61.7%となっている。

主な歳入は、美ら島ゲート使用料、市民会館使用料、大濱皓文化振興基金繰入金などである。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額2億4,942万6千円に対し、支出負担行為額は9,439万377円で、執行率は37.8%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は5,659万4,260円で、執行率は60.0%となっている。

(3) 収入未済額について

令和2年9月末現在、市民会館使用料24万5,938円（5件）の収入未済がある。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は、28件を締結しており、このうち、市民会館特定建築物法定業務委託（指名競争入札：145万2千円）、市民会館定期清掃委託（指名競争入札：99万円）、市民会館舞台技術業務委託（随意契約：1,297万4,500円）、市民会館ピアノ保守点検委託（随意契約：26万1,250円）、南ぬ島石垣空港観光案内所運營業務委託（随意契約：249万9,842円）、星空資源広報業務委託（随意契約：300万円）、「星空学びの部屋」施設管理運営委託（随意契約：100万円）、白保船着き場前公衆便所及び東屋清掃業務委託（随意契約：28万2,095円）、観光特産品販売事業者支援事業業務委託（随意契約：

469万5,900円)、石垣市新型コロナ対策広報コンテンツ制作委託(随意契約:299万9,590円)、星空保護区認定継続事業業務委託(随意契約:42万3,500円)について、入札、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、9件を契約しており、このうち、電波利用委託・ワイヤレスマイク(随意契約:1万8,684円)、電波利用委託・トランシーバー(随意契約:4千円)、電気料金の支払い等に関する覚書・石垣空港ターミナルWiFi(随意契約:1万8,270円)、覚書・川平公民館WiFi電気使用(随意契約:1万3,483円)について、支出負担行為、契約、支出など審査を行った結果、適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

令和元年度は1件の工事が行われ、市民会館気中開閉器取替工事(競争入札:107万8,920円)について、入札、支出負担行為、契約、支出などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

令和2年度の工事はない。

6 財産の管理状況

行政財産の管理について

石垣市民会館の土地・建物、白保公衆便所及び東屋の土地・建物、石垣島天文台に併設している星空学びの部屋レクチャールームの建物を管理しており、石垣市民会館は令和2年9月末現在、使用許可件数(目的外使用)は4件、使用料45万3,302円となっている。

7 補助金(市単独補助金)の交付状況

(1) 令和元年度の交付について

石垣市文化協会補助金(12万円)、石垣市観光交流協会育成補助金(529万5千円)、観光地受入基盤強化事業補助金・南の島の星まつり実行委員会(250万円)に対して補助金を交付しており、交付申請、交付決定、実績報告、交付額確定、概算払いに伴う精算処理などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(1) 令和2年度の交付について

石垣市観光交流協会育成補助金(529万5千円)、観光地受入基盤強化事業補助金・南の島の星まつり実行委員会(170万円)、同事業補助金・とうばら一ま大会実行委員会(250万円)については、交付申請、交付決定、概算払いまで行われており、観光闘牛イベント事業補助金・八重山闘牛組合(50万円)は事業が終了し、交付申請、交付決定、概算払い、実績報告、交付額確定、精算まで処理されており、適正に行われているものと認めた。

8 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

9 指摘事項等

(1) 市民会館使用料について（是正事項）

市民会館使用料に関して、以下の状況が見受けられたが、石垣市民会館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、適切に対処していただきたい。

- ・ 使用許可申請書で決裁の押印がされていない
- ・ 使用許可書を交付していない
- ・ 使用料を前納していない
- ・ 附属設備使用料を使用後2週間以内に納付されていない
- ・ 調定書（7月収入分）の決裁日を記載していない
- ・ 附属設備使用料の調定書の作成、使用者に対する請求が遅延しているため、期日内に納付できない状況が見受けられる

(2) 起案文書の不備（注意事項）

《 スポーツ交流課 》

1 職員の配置状況

スポーツ交流課の職員配置状況は、職員7名（課長、スポーツ推進係3名、イベント交流係3名）、会計年度任用職員1名（スポーツツーリズム支援員）で合計8名となっている。

2 主な分掌事務

社会体育の普及、啓発及び推進に関すること、スポーツ推進基本計画に関すること、スポーツ推進審議会に関すること、スポーツ推進委員に関すること、社会体育情報の収集及び提供に関すること、社会体育事業の企画、実施に関すること、スポーツ及びレクリエーションに関すること、社会体育団体の指導育成に関すること、その他社会体育に関すること、石垣島マラソン大会に関すること、プロ野球キャンプに関すること、スポーツウェルカム事業に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和2年9月末現在、石垣島トライアスロン大会組織委員会口座に係る剰余金（34万4,046円）を雑収入として市へ返還しており、調定書等を確認した結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額 3,537 万 7 千円に対し、支出負担行為額は 1,499 万 3,369 円で、執行率は 42.4%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 1,467 万 2,499 円で、執行率は 97.9%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

スポーツ！ウェルカム！石垣島！事業制作物デザイン委託業務（沖縄振興創生交付金事業・随意契約：29 万 7 千円）、スポーツ！ウェルカム！石垣島事業 WEB サイト更新・変更委託（沖縄振興創生交付金事業・随意契約：7 万 2,600 円）の2件について、履行状況を審査結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

デジタル複合機賃貸借（長期継続契約：月額 3,410 円）について、支出負担行為書、契約書、支出調書等を審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 財産の管理状況

車両の管理について

2 台の車両を管理しており、運行日誌（4 月～9 月）、自動車検査証、任意保険等を審査した結果、適正に管理されているものと認めた。

6 補助金（市単独補助金）の交付状況

(1) 令和元年度の交付について

石垣市スポーツ少年団補助金（19 万 8 千円）、石垣市体育協会補助金（933 万 5 千円）、八重山郡体育協会補助金（200 万円）、チャレンジデー補助金（39 万 8,604 円）、石垣市サッカーまつり補助金（18 万 2 千円）、友好都市スポーツ交流事業補助金（5 万 4,465 円）に対して交付しており、申請、交付決定、支出、実績報告、交付額確定、概算払いにおける精算処理について審査した結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 令和2年度の交付について

石垣市スポーツ少年団補助金（19 万 8 千円）、石垣市体育協会補助金（1,101 万 6 千円）、八重山郡体育協会補助金（200 万円）に対して交付しており、申請、交付決定、支出まで行われており、適正に行われているものと認めた。

7 サービスの管理状況

出退勤管理システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

8 指摘事項等

特になし。

《 都市建設課 》

1 職員の配置状況

施設・区画係は、平成 24 年度に計画係、施設係に分離し、平成 25 年度に区画整理係を新設、令和 2 年度より区画整理係を施設係に統合し、施設・区画係としている。

都市建設課の職員配置状況は、職員 14 名（課長、計画係 4 名、施設・区画係 6 名、道路整備係 5 名）、会計年度任用職員 3 名（一般事務補助）、再任用職員 2 名で、合計 19 名となっている。

2 主な分掌事務

部所管事務の総合調整に関する事、都市計画の策定及び変更に関する事、都市計画及び景観形成審議会に関する事、開発行為等の指導及び事前協議に関する事、景観形成に関する事、市道及び街路の整備に関する事、道路、橋梁及び河川の整備に関する事、用地の取得及び補償に関する事、都市公園の整備に関する事、市営住宅の整備に関する事、区画整理事業に関する事、特別会計予算に関する事、施設の災害復旧に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

一般会計は令和 2 年 9 月末現在、予算現額 7 億 1,741 万円に対し、調定額は 2 万 3,400 円で、執行率は 0.0%である。また、調定額に対する収入済額は 2 万 1,600 円で、執行率は 92.3%となっている。

主な歳入は、住宅債、住宅費補助金、都市計画費補助金、道路橋りょう費補助金、都市計画債である。

特別会計（石垣都市計画土地区画整理事業）は令和 2 年 9 月末現在、予算現額 4 億 807 万円に対し、調定額は 6,512 万 7,814 円で、執行率は 16.0%である。また、調定額に対する収入済額は 6,494 万 1,414 円で、執行率は 99.7%となっている。

主な歳入は、登野城地区土地区画整理事業債、一般会計繰入金、基金繰入金、保留地処分金である。

(2) 歳出の執行について

一般会計は令和 2 年 9 月末現在、予算現額 12 億 7,736 万 7 千円に対し、支出負担行為額は 4 億 1,072 万 2,434 円で、執行率は 32.2%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 1 億 1,251 万 2,052 円で、執行率は 27.4%となっている。

特別会計（石垣都市計画土地区画整理事業）は令和 2 年 9 月末現在、予算現額 4 億 807 万円に対し、支出負担行為額は 2,151 万 1,522 円で、執行率は 5.3%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 1,825 万 4,503 円で、執行率は 84.9%となっている。

(3) 収入未済額について

一般会計は令和2年9月末現在、1,800円（1件）の現年度分、特別会計は同月末現在、18万6,400円（2件）の現年度分の収入未済が発生している。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は、14件を締結しており、このうち、平久保半島エコロード測量設計業務委託・その2（指名競争入札：1,562万円）、地図訂正・地積更正業務委託（随意契約：58万3,834円）、登野城土地区画整理事業補償物件算定業務委託 R2-1（指名競争入札：220万円）について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、6件を契約しており、このうち、レーザープリンター賃貸借（長期継続契約・随意契約：年額5万7,750円）について、支出負担行為、契約、支出などに係る書類を審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

令和元年度について

令和元年度は一般会計で21件、特別会計で3件の工事が行われている。このうち、旧空港跡地線道路改良工事（指名競争入札：268万4千円）、都市公園整備事業・船蔵公園休養施設整備（指名競争入札：411万4千円）、さくら満開事業・新栄公園内（指名競争入札：411万2,900円）、亜熱帯都市公園整備促進事業・あんぐん公園内トイレ、東屋、倉庫（指名競争入札：2,805万円）、同事業・繰越・あんぐん公園整備（指名競争入札：504万1,440円）、都市計画土地区画整理事業・飛び地区園路整備（指名競争入札：976万8千円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

令和2年度について

令和2年度は9月末現在、一般会計で8件、特別会計で2件の工事が行われている。このうち、カキナマ線道路改良工事 R2-1（指名競争入札：796万4千円）、市立宮良小学校補償工事（指名競争入札：1,078万円）、都市公園整備事業・石垣市中央運動公園照明施設改修工事（指名競争入札：968万円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

(1) 財産の取得について

公衆用道路の用途として字宮良で0.42㎡、取得額7千円、字平得で134.66㎡、取得額852万7,695円で土地2件を取得している。

(2) 行政財産の管理について

石垣都市計画土地区画整理事業（特別会計）において、宅地6件、土地（公衆用道路）7件の行政財産を管理している。宅地は目的外使用許可5件、減免使用許可1件である。

(3) 車両の管理について

5台の車両を管理しており、うち2台はリースである。3台の車両について、運行日誌（4月～9月）、保険料の支出や契約に関する書類を審査した結果、運行日誌に不備が見受けられた。

7 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

8 指摘事項等

(1) 財産取得に係る財産台帳について（是正事項）

公衆用道路の整備のため、土地2件を取得したが、財産台帳を作成していなかった。石垣市公有財産規則第45条は、（前略）財産の種類区分により財産台帳を作成し、当該管理に属する公有財産について、その現況を明らかにしておかなければならない。（後略）と規定しており、取得した財産を管理するうえで適切に財産台帳を作成していただきたい。

(2) 起案文書の不備（注意事項）

(3) 予定価格調書封筒の不備（注意事項）

(4) 車両運行日誌の不備（注意事項）

《 空 港 課 》

1 職員の配置状況

空港課の職員配置状況は、職員7名（課長、管理係6名、会計年度任用職員11名（空港管理業務補員①2名、空港管理業務補員②5名、空港管理業務補員③1名、空港管理業務補助・草刈清掃3名）で合計18名となっている。

2 主な分掌事務

空港の維持管理に関すること、有料駐車場の管理に関すること、工事の入札に関すること、空港施設の使用に関すること、空港照明施設の維持管理に関すること、空港消防業務及び消防施設の維持管理に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和2年9月末現在、予算現額3億6,342万5千円に対し、調定額は1,047万5千円で、執行率は2.9%である。また、調定額に対する収入済額は同額で、執行率は100.0%となっている。

主な歳入は、土木費県委託金、土木債、航空機燃料譲与税である。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額4億7,088万1千円に対し、支出負担行為額は2億341万9,023円で、執行率は43.2%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は1億681万4,003円で、執行率は52.5%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は、11件を締結しており、新石垣空港夜間警備及び第1ゲート警備業務委託（競争入札：2,325万8,400円）、新石垣空港有料一般駐車場保安管理業務委託（随意契約：928万3,410円）、新石垣空港消火救難・航空灯業務委託（プロポーザル契約：8,156万8,300円）、新石垣空港路面清掃業務委託（随意契約：42万9千円）、新石垣空港定電流装置用CVCF（CCR-CU）精密点検業務委託（随意契約：184万8千円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、一部について、石垣市財務規則に規定する公表が行われていない状況が見受けられたが、これ以外は、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、6件を契約しており、このうち、自動精算払機賃貸借料（沖縄県の契約：13万2千円）、石垣水岳基地局設備設置に伴う賃貸料（沖縄県の契約：20万3,500円）、浄化槽使用料（沖縄県の契約・基本料金／月額7万1,181円、毎月の水道使用量に応じた使用料金）について、見積、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 財産の管理状況

車両の管理について

12台の車両を管理しており、このうち5台は消防用車両である。運行日誌（4月～9月）、保険料など車両の管理に関する書類を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 補助金（市単独補助金）の交付状況

令和2年度の交付について

新石垣空港国際線旅客施設強化事業補助金・石垣空港ターミナル株式会社（2,003万2千円）について、申請、交付決定まで処理されており、これらの書類を審査した

結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

7 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

8 指摘事項等

(1) 随意契約に係る公表の未実施（是正事項）

随意契約において、相手方が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する場合、同法令の規則で定める手続きは、石垣市財務規則第109条第2項の規定に則り、契約内容や契約の相手方とした理由などを契約前に事前公表、契約締結後の事後にも公表することとしているが、両方の公表はされていない。（新石垣空港有料一般駐車場保安管理業務委託）

(2) 起案文書の不備（注意事項）

(3) 車両運行日誌の不備（注意事項）

《 港 湾 課 》

1 職員の配置状況

港湾課の職員配置状況は、職員11名（課長、施設管理係5名、施設整備係5名）、会計年度任用職員4名（一般事務補助1名、作業員3名）で合計15名となっている。

2 主な分掌事務

港湾計画及び整備に関すること、港湾区域内の海岸保全計画及び整備に関すること、港湾区域内の公有水面埋立に関すること、港湾及び海岸保全区域内諸工事の許認可に関すること、港湾台帳の作成及び整理保管に関すること、特別会計予算に関すること、工事の入札に関すること、港湾施設の管理に関すること、船舶の入出港に関すること、港湾施設使用料の調定及び収納に関すること、船舶給水に関すること、普通財産の管理及び処分に関すること、国際港湾施設の保安対策に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和2年9月末現在、予算現額17億9,709万3千円に対し、調定額は、5億7,992万4,032円で、執行率は32.3%である。また、調定額に対する収入済額は3億8,795万8,299円で、執行率は66.9%となっている。

主な歳入は、港湾整備事業債（普通会計・企業会計）、港湾改修事業補助金、沖縄振興特別推進交付金、貸地料などである。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額 16 億 5,133 万 4 千円に対し、支出負担行為額は 5 億 7,921 万 3,217 円で、執行率は 35.1%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 3 億 3,103 万 9,927 円で、執行率は 57.2%となっている。

(3) 収入未済額について

令和2年9月末現在、3,445 万 5,870 円 (1,159 件) の収入未済が発生している。内訳は、現年度 612 万 4,179 円 (706 件) で、滞納繰越は 2,833 万 1,691 円 (453 件) である。未済額の上位は、ふ頭用地使用料、ターミナルビル使用料、小型船置場使用料、駐車場使用料、けい船料、占用料の順となっている。

(4) 滞納整理状況について

滞納となっている原因は、経営不振による支払遅延、経済的困窮等としている。石垣市債権管理条例に基づき面談及び文書による納付勧告、債権消滅の実施を年度末に講じるとしている。滞納額が最も高いのは貸地料 1,397 万 4,235 円 (59 件) で滞納額の合計は 3,683 万 8,839 円としている。

(5) 資金前渡について

令和2年度第1回石垣市地方港湾審議会委員報酬として 3 万 1,500 円の支出が行われており、適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、61 件を締結しており、このうち、臨港道路新港 2 号線配水管設計業務委託 (随意契約 : 24 万 9,700 円)、新港市旅客バス給水施設設計業務委託 R2 (随意契約 : 71 万 5 千円) について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、おおむね適正に行われていることを認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、12 件を締結しており、このうち、石垣港離島ターミナル第二臨時駐車場料金自動精算機賃貸借 (随意契約 : 52 万 8 千円) について、支出負担行為、契約、支出などに係る書類を審査した結果、適正に行われていることを認めた。

5 工事の施工状況

令和元年度について

令和元年度は、38 件の工事が行われた。このうち、離島ターミナル駐車場増設工事 H31-1 (指名競争入札 : 3,679 万 4,520 円)、離島ターミナル防舷材改修工事 (指名競争入札 : 961 万 2 千円)、臨港道路新港 2 号線植栽工事 R1-1 (指名競争入札 : 2,574 万 1,100 円)、臨港道路新港 2 号線照明設置工事 R1-1 (指名競争入札 : 1,658 万 2,500 円)、臨港道路新港 2 号線道路改良工事 R1-2 (指名競争入札 : 8,462 万 4,100 円)、八島第 2

駐車場区画線設置工事（随意契約：66万円）、石垣港新港地区野外監視カメラ修繕工事（随意契約：22万4,686円）、同修繕工事その2（随意契約：17万2,612円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

令和2年度について

令和2年度は9月末現在、16件の工事が行われている。このうち、石垣港（新港地区）ブロック移設工事 R2-1（指名競争入札：2,720万7,400円）、ユーグレナ石垣港離島ターミナルシャッター機器取替工事（随意契約：129万5,800円）、石垣港第二岸壁防波堤航路標識灯修繕工事（随意契約：46万7,500円）、配水管布設工事・新港2号線歩道部（随意契約：2,175万5,800円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

係留施設及び物揚場（エプロン、荷揚場、野積場）、埠頭用地、突堤、臨港道路、変電所、駐車場（八島町、離島ターミナル）、美崎公園、浜崎公園、八島公園、新川海岸緑地の行政財産を管理している。使用料は令和2年9月末現在、係留施設及び物揚場のエプロンで1,032万4,028円（637件）、野積場2,205万9,904円（18件）、埠頭用地1,381万4,454円（19件）、定期許可の駐車場の八島町で426万円（142件）、離島ターミナル241万5千円（81件）としている。

(2) 普通財産の管理について

美崎町を管理しており、令和2年9月末現在、宅地149件、貸付額9,395万2,284円としている。

(3) 車両の管理について

5台の車両と1台の原動機付自転車を管理している。運行日誌（4月～9月）や保険料の支出などに関する書類を審査した結果、おおむね適正に管理されていると認めた。

7 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、おおむね適正に管理されていると認めるが、一部、休日勤務において、改善を要するものが見受けられた。

8 指摘事項等

(1) 起案文書の不備（注意事項）

(2) 車両運行日誌の不適切な記載（注意事項）

《 下水道課 》

1 職員の配置状況

下水道課の職員配置状況は、職員 10 名（課長、施設係 5 名、業務係 4 名）、会計年度任用職員 2 名（一般事務補助）で合計 12 名となっている。

2 主な分掌事務

下水道事業の計画及び執行に関すること、下水道台帳の整備に関すること、下水道の普及及び啓発に関すること、使用料の調定及び徴収に関すること、特別会計予算に関すること、工事の入札に関すること、排水設備改造等資金貸付に関すること、下水道施設の維持管理に関すること、水質管理及び汚泥処分に関すること、除外施設の設置指導に関すること、排水設備工事店及び排水設備責任技術者に関すること、し尿浄化槽汚泥の収集運搬業の許可に関すること、合併処理浄化槽に関すること、し尿処理施設の維持管理運営に関すること、農業集落排水施設の維持管理に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和 2 年 9 月末現在、予算現額 24 億 9,024 万 9,778 円に対し、調定額は 4 億 1,548 万 3,415 円で、執行率は 16.7%である。また、調定額に対する収入済額は 4 億 234 万 658 円で、執行率は 96.8%となっている。

主な歳入は、建設改良等企業債、国庫・県補助金、公共下水道使用料、集落排水処理使用料、し尿処理場使用料などである。

(2) 歳出の執行について

令和 2 年 9 月末現在、予算現額 27 億 3,414 万 5 千円に対し、支出負担行為額は 14 億 5,901 万 8,173 円で、執行率は 53.4%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 4 億 8,292 万 2,622 円で、執行率は 33.1%となっている。

(3) 収入未済額について

令和 2 年 9 月末現在、公共下水道使用料と集落排水処理使用料は 1,448 万 6,959 円（6,460 件）で、内訳は現年度 1,237 万 691 円（5,817 件）、過年度 211 万 6,268 円（643 件）の収入未済がある。

し尿処理場使用料は 19 万 5 千円（3 件）、手数料は 9 千円（6 件）、その他雑収益は 56 万 9,566 円（3 件）で、収入未済額の合計は 1,526 万 525 円（6,472 件）となっている。

(4) 滞納整理状況について

滞納状況は令和 2 年 9 月末現在、公共下水道使用料 174 万 8,990 円（531 件）、集落排水処理使用料 36 万 7,278 円（112 件）で、経済的困窮や滞納者の多くが転出や

営業廃止により徴収困難を滞納の原因としている。使用料は水道料と併せて納付するため水道部と連携し毎月末、滞納者へ督促状を送付し措置を講じている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は、39件を契約しており、このうち、下水道公営企業会計支援業務（随意契約：358万6千円）、下水道接続普及業務委託（随意契約：171万6,286円）、石垣市し尿処理場放流水水質検査業務委託（入札：55万円）、石垣西浄化センター等維持管理業務委託（入札：1億7,757万3千円）、石垣市下水道事業経営戦略策定業務・繰越（随意契約：836万円）、石垣市公共下水道に係る事業計画の策定委託に関する協定（随意契約：1,750万円）、石垣市公共下水道石垣西浄化センター他のストックマネジメント実施設計委託に関する協定（随意契約：3,550万8千円）、石垣5号雨水幹線管渠整備工事事業損失調査2-1（入札：204万8千円）、石垣西浄化センター隣接地に係る鑑定評価・繰越（随意契約：49万5千円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、13件を契約しており、このうち、下水道管渠清掃車賃借2件（随意契約：29万1,500円、17万6千円）について、支出負担行為、請書、支出などを審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

令和元年度について

令和元年度は22件の工事が行われている。このうち、東6号汚水幹線管渠布設工事30-3・繰越（指名競争：5,318万2,440円）、5号雨水蓋取替改築工事30-1・繰越（指名競争：125万4千円）、同改築工事30-2・繰越（指名競争：111万1千円）、同改築工事30-3・繰越（指名競争：119万9千円）の工事について、入札、支出負担行為、契約、支出などに係る書類を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

令和2年度について

令和2年度は20件の工事が行われている。このうち、東1号汚水幹線管渠布設工事2-2（指名競争：1億4,850万円）、登野城汚水管渠布設工事2-3（指名競争：3,989万4,800円）、大川公共柵設置工事2-3（随意契約：29万7千円）、石垣5号雨水幹線管渠整備工事1-1・繰越（随意契約：5,303万1千円）の工事について、入札、支出負担行為、契約、などに係る書類を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

川平浄化センター、新栄町污水中継ポンプ場、新川污水中継ポンプ場、石垣西浄化センター、八島町污水中継ポンプ場、宮良・白保排水処理場、大浜・磯辺地区污水処理場、石垣し尿処理場を管理している。

(2) 車両の管理について

6台の車両を管理しており、うち5台はリースである。運行日誌（4月～9月）、自動車検査証、保険料及び契約など支出に関する書類を審査した結果、おおむね適正に管理されていると認めた。

7 発刊物の状況

『石垣市下水道接続のしおり』3千部、92,400円を発刊している。これは、下水道供用開始区域内の未接続世帯に対し、接続促進普及員（委託先：石垣市シルバー人材センター）が訪問する際に配布している。

8 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理されていると認めた。

9 指摘事項等

- (1) 起案文書の不備（注意事項）
- (2) 予定価格調書封筒の不備（注意事項）
- (3) 車両運行日誌の不備及び不適切な記載（注意事項）

《 施 設 管 理 課 》

1 職員の配置状況

施設管理課の職員配置状況は、職員10名（課長、施設管理係3名、すぐやる係3名、道路維持係3名）、会計年度任用職員3名（一般事務補助1名、清掃作業員2名）で、合計15名となっている。

2 主な分掌事務

市政に係る要望等の迅速な対応及び連絡調整に関すること、道路・橋梁及び河川の維持管理に関すること、市営住宅の管理に関すること、市営駐車場の管理に関すること、道路の占有許可に関すること、市道認定及び道路台帳の整備に関すること、里道に関すること、花と緑の普及啓発に関すること、グリーンバンクに関すること、緑の戸籍簿に関すること、都市公園の維持管理に関すること、運動公園の維持管理に関すること、サッカーパークあかんまの維持に関すること、観光施設の整備及び維持管理に関する事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和2年9月末現在、予算現額2億7,761万4千円に対し、調定額は9,147万8,130円で、執行率は33.0%である。また、調定額に対する収入済額は5,553万5,159円で、執行率は60.7%となっている。

主な歳入は、駐車場使用料、市営住宅使用料、社会資本整備総合交付金、道路整備事業債、道路占用料、交通安全対策特別交付金などである。

(2) 歳出の執行について

令和2年9月末現在、予算現額6億357万8千円に対し、支出負担行為額は3億4,545万3,053円で、執行率は57.2%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は1億6,504万1,348円で、執行率は47.8%となっている。

(3) 収入未済額について

令和2年9月末現在、駐車場使用料71件、市営住宅使用料168件、市営住宅駐車場使用料72件に、滞納繰越分の市営住宅使用料58件、駐車場使用料25件の合計6,255万3,790円(394件)の収入未済が発生している。内訳は、現年度2,993万6,500円(311件)、過年度3,261万7,290千円(83件)である。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は、28件を契約しており、このうち、川平公園第1・第2駐車場管理業務委託(随意契約:365万円)、道路側溝清掃委託業務(随意契約:433万2,900円)、大目田(ふみだ)橋修繕調査設計業務(指名競争:539万円)、緑化管理業務委託(随意契約:778万9,125円)、米原キャンプ場及び米原ヤシ群落駐車場運営業務(指定管理:326万1千円)、伊野田キャンプ場管理運営業務(指定管理:190万7千円)、石垣市観光施設管理運営業務(指定管理:806万5,700円)、底地海水浴場管理運営業務(指定管理:595万8千円)、石垣市中央運動公園・住区基幹公園・サッカーパークあかんま管理運営業務(指定管理:1億3,712万円)について、入札、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、一部において、契約書の不備、石垣市財務規則に規定する公表が行われていない状況が見受けられたが、これら以外は、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、17件を契約しており、このうち、川平公園第1・第2駐車場自動管制機器賃貸借(随意契約:年額787万1,904円)、石垣市蔵元駐車場料金自動精算機器賃貸借(随意契約:75万9千円)、道路維持業務運搬車借上・その1、その2(指名競争:458万1,500円、その2も同額)、湧川原緑地貸地料(随意契約:5万2,560円)について、入札、支出負担行為、契約、支出などに係る書類を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

令和元年度について

令和元年度は18件の工事が行われた。このうち、玉取崎展望台園路整備工事・繰越（随意契約：2,563万円）、石垣市交通安全施設・歩行者指導線設置工事（随意契約：59万5,080円）、石垣市交通安全施設・ゾーン30設置工事（指名選定：425万7千円）、中央運動公園野球場開閉式天井ネット工事（随意契約：396万円）、総合体育館及び屋内練習場の公衆WiFi整備工事（指名競争入札：623万7千円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

令和2年度について

令和2年度は9月末現在、13件の工事が行われている。このうち、田原（たばる）橋修繕工事（指名競争入札：3,829万5,400円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

車両の管理について

4台の車両を管理しており、全てリースである。運行日誌（4月～9月）、保険料の支出や契約に関する書類などを審査した結果、運行日誌に不備が見受けられた。

7 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

8 指摘事項等

(1) 契約事務の不備（是正事項）

道路側溝清掃委託業務の契約書は、契約金額に対し印紙税法の規定に相違した税額の収入印紙を貼付していたが、適正な税額で契約を締結していただきたい。

緑化管理業務の契約書は、甲乙2通を割印する書面の判が契約書に関係のない判を押印しているが、契約の重要性に鑑み適正に行っていただきたい。

(2) 随意契約に係る公表の未実施（是正事項）

随意契約において、相手方が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する場合、同法令の規則で定める手続きは、石垣市財務規則第109条第2項の規定に則り、契約内容や契約の相手方とした理由などを契約前に事前公表、契約締結後の事後にも公表することとしているが、両方の公表はされていない。（緑化管理業務）

(3) 起案文書の不備（注意事項）

(4) 車両運行日誌の不備（注意事項）